株式会社 TWOSTONE&Sons　定款

作成：平成２５年　９月２１日
改訂：平成２７年　４月２０日
改訂：平成２９年　７月１４日
改訂：平成２９年　８月３０日
改訂：平成２９年１１月２４日
改訂：平成３０年　１月２５日
改訂：平成３０年　８月１７日
改訂：平成３０年１１月２９日
改訂：２０１９年１２月２４日
改訂：２０２０年　３月２４日
改訂：２０２１年　４月２６日
改訂：２０２１年１１月２９日
改訂：２０２２年　９月　１日
改訂：２０２２年１１月２８日
改訂：２０２３年１１月２９日
改訂：２０２４年　２月１０日
改訂：２０２４年１１月２８日
改訂：２０２５年１１月２７日
改訂：２０２６年１１月２６日

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社 TWOSTONE&Sons と称し、英文では TWOSTONE&Sons　Inc. と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。

１．ＩＴコンサルティング
２．労働者派遣事業
３．労働者紹介事業
４．求人・求職に関する市場調査、資料作成、ならびに情報提供業務
５．広告代理店
６．経営コンサルタントおよび各種マーケティング業務
7.損害保険代理業およびその仲介業、生命保険募集およびその仲介業
8.情報処理・情報提供サービス
9.コンピュータソフトウェアの開発および販売
10.各種イベントの企画・運営代行事業
11.株式の保有、売買ならびにその他の投資事業
12.有価証券の投資、売買、保有および運用
13.各種マーケティング業務
14.アプリケーション、ウェブサイト、システムおよびデザイン等の制作事業
15.国内および海外で提供されている各種インターネットサービスに関する調査、研究およびそれらの情報提供業務
16.ＥＣ（電子商取引）サイトの企画、制作、運営および管理
17.業務販売促進活動に関するコンサルティング業務
18.企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資本提携、業務提携等の企画立案、斡旋およびその仲介業務ならびにそれらに関するコンサルティング業務
19.前号の業務の対象とした企業に対する財務、将来性等の企業評価の受託
20.企業の経営計画・事業承継計画、企業組織再編、事業再編、企業再生に関する経営コンサルティング業務
21.事業譲渡等に関する財産評価の受託
22.投資事業組合財産の管理運営業務
23.金融・不動産に関するコンサルティング業務
24.ＩＴ活用に関する教育、研修、セミナーおよびその講演の企画・運営
25.スクールの企画および運営業務
26.人材の教育訓練、指導および育成事業
27.キャリアコンサルティング業務
28.不動産の売買、仲介、賃貸、管理業務
29.AI 技術を活用したマーケティング・コンサルティング業務
30.ファクタリング業務
31.物品販売業
32.前各号に附帯または関連する一切の事業

②　当会社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関構成）
第４条　当会社は、株主総会のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。
②　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、77,974,400 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第 12 条　当会社は、毎年８月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権

者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株主総会

（招　集）
第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者および議長）
第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
② 代表取締役が複数あるときは、前項の招集権者および議長は、代表取締役のうち、取締役会においてあらかじめ定めた者がこれにあたる。
③ 前２項の規定に基づき招集権者および議長に定められた代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）
第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。
② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）
第 17 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② 会社法第 309 条第２項に定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会議事録）
第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）
第 19 条　当会社の取締役は、７名以内とする。

（取締役の選任）
第 20 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第 21 条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
③ 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長、取締役副社長、取締役 CEO、取締役 COO、取締役 CFO、その他の役付取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
② 代表取締役が複数あるときは、前項の招集権者および議長は、代表取締役のうち、取締役会においてあらかじめ定めた者がこれにあたる。
③ 前２項の規定に基づき招集権者および議長に定められた代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）
第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）
第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利

益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）
第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（監査役の員数）
第 31 条　　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任）
第 32 条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 当会社は、会社法第 329 条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）
第 33 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（監査役に対する報酬等）
第 34 条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除等）
第 35 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（常勤監査役）
第 36 条　監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 37 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議方法）
第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）
第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第６章 会計監査人

（会計監査人の選任）
第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第 42 条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人との責任限定契約）
第 44 条 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に同法第 423 条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第１項に規定する最低責任限度額とする。

第７章 計 算

（事業年度）
第 45 条 当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第 46 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第 47 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年８月 31 日とする。
② 当会社の中間配当の基準日は、毎年２月末日とする。
③ 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 48 条　期末配当金および中間配当金が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上